



2020年8月6日

株主各位

会社名 株式会社 エフテック  
 代表者名 代表取締役社長 福田 祐一  
 (コード番号: 7212 東証第一部)  
 問合せ先 取締役兼専務執行役員 青木 啓之  
 (TEL: 0480-85-5211)

「エフテックコーポレートガバナンス・ガイドライン」改定のお知らせ

当社は、2020年8月6日開催の取締役会において、「エフテックコーポレートガバナンス・ガイドライン」の改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定理由

2020年8月6日に開催した取締役会において、取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の詳細内容、導入が決定されたため。

2. 改定の内容

現行	改定後
<p>(取締役及び執行役員の報酬の決定)</p> <p>第 28 条 取締役及び執行役員の報酬は、職務執行の対価として毎月定額で支給する基本報酬と各事業年度の業績、業務執行状況に応じて決定される役員賞与で構成される。</p> <p>2. <u>取締役及び執行役員の基本報酬は、当社の支給基準に基づき職務、実績及び当社の業績等を勘案すること、また、役員賞与は、中期計画に基づき決定する事業計画の達成状況に応じ連動させることで適切なインセンティブを付与する。</u></p> <p>3. 取締役及び執行役員の報酬は取締役会で決定するが、その際、代表取締役社長は報酬決定に関する方針を明確に説明し、社外取締役、社外監査役に意見を求め、厳格に審議を行う。</p>	<p>(取締役及び執行役員の報酬の決定)</p> <p>第 28 条 取締役及び執行役員の報酬は、<u>役位ごとに定められ毎月定額で支給される基本報酬、各事業年度の業績、業務執行状況に応じて決定される役員賞与及び中長期の業績に連動して決定される株式報酬で構成されており、当社の業績や中長期的な企業価値向上に対し適切なインセンティブ付けを行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>取締役及び執行役員の報酬は、「独立社外役員・代表取締役との意見交換会」における意見交換を経て、取締役会で決定するが、その際、代表取締役社長は報酬決定に関する方針を明確に説明し、社外取締役、社外監査役に意見を求め、厳格に審議を行う。</u></p>

3. 改定日

2020年8月6日

以上